

居宅介護支援事業所アルゴ朝霞 重要事項説明書

(年 月 日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：048-424-7345
担当：管理者

2 当居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名：居宅介護支援事業所アルゴ朝霞
所在地：埼玉県朝霞市本町1-34-1 ボンビラージュテナント1F
電話番号：048-424-7345
事業種別：居宅介護支援（事業所番号 1172101642）
サービス提供地域：朝霞市・新座市・志木市

(2) 同事業所の職員体制

管理者：1名
介護支援専門員：1名以上

(3) 営業時間

営業日：午前8時30分～午後5時30分
休業日：日曜、年末年始（12月29日～1月3日）
緊急連絡先：営業時間外、休業日は専用携帯電話に転送

3 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①当事業所による居宅介護支援を希望される場合は、電話又は来所によりお申し出下さい。
- ②当事業所の居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約等を交わします。
- ③担当させていただく介護支援専門員が自宅を訪問し、利用者及びその家族の生活状況、住環境、今後の在宅生活に関する要望などについて話しを伺います。
- ④生活上の課題等を分析の上、支給限度額を確認し居宅サービス計画原案を作成します。その際には、介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるこことや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑤ご希望される方には、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、所定のサービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた所定のサービスごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、文書を交付して説明します。
- ⑥本人・家族の了承のもと、居宅サービス計画の原案をもとにサービス事業者等と連絡を図り、サービスの提供を調整します。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、当事業所が提供するサービスについての利用料金は、介護保険制度から給付されるため自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金（1月あたりの利用料

金）をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を保険者の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。（単位数・料金については重要事項説明書別紙参照）

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域のお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費、1km当たり30円が必要です。

(3) 解約料

いつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

5 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合。

文書でお申し出下さい。いつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①利用者が介護保険施設等に入所した場合。

②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合。

③利用者自身がお亡くなりになった場合。

(4) その他

利用者又は家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 当居宅介護支援事業所の特徴

(1) 運営の方針

利用者が要介護状態になっても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の立場に立って適正な居宅介護支援を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

①事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整いたします。

②事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

③事業の実施に当たっては、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合に当たっては、介護保険施設への紹介、その他便宜の提供を行います。

④利用者情報又はサービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（月1回以上）に開催します。

⑤地域包括支援センターから紹介されるものの他、積極的に支援困難ケースを受け入れるため、常に地域包括支援センター及び各関係機関との連携に努めます。

(3) サービスの利用のために

介護支援専門員の変更 : 変更を希望される方はお申し出下さい

調査（課題把握）の方法 : 居宅サービス計画ガイドライン方式

介護支援専門員への研修の実施 : 定期的な社内研修を実施

7 個人情報の保護

- ①個人情報保護法に基づき、事業者、介護支援専門員はサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に洩らしません。これは契約終了後も同様です。
- ②但し、適切なサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、サービス事業者との連絡調整等において、事業者が利用者及びその家族の個人情報を必要最小限の範囲内で使用することに同意します。ただし、使用して欲しくない個人情報については申し出ることができます。

8 事故発生時の対応

- ①居宅介護支援の提供により事故（賠償すべき事故）が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告を行います。
- ②サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ③当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

9 サービスに関する苦情の窓口

- ①当事業所の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて、提供している各サービスについての相談、苦情を承ります。
窓 口：居宅介護支援事業所アルゴ朝霞
担 当：事業所の管理者
電 話：048-424-7345

②その他

当事業所以外に、公的機関の相談窓口として市区町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会苦情・相談窓口に相談することができます。

・朝霞市役所 長寿はつらつ課

所在地：埼玉県朝霞市1-1-1
電 話：048-463-1719
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
※土曜、日曜、祝日、国民の休日、年末年始を除く

・埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係

所在地：埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番（国保会館8階）
電 話：048-824-2568（苦情相談専用）
受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
※土曜、日曜、祝日、国民の休日、年末年始を除く

10 虐待の防止のための措置

- 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に十分に周知します。
 - ②虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
 - ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置きます。

11 業務継続計画の策定等

事業者が作成した、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）に従い必要な措置を講じます。

- ①介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ②事業者が定期的に行う業務継続計画の見直し、必要に応じた業務継続計画の変更に従い必要な措置を講じます。

12 事業者の概要

名称・法人種別：医療法人五麟会

代表者役職・氏名：理事長 町田 穣

所 在 地：埼玉県朝霞市本町1-34-1 ボンビラージュテナント1F

電 話 番 号：048-424-7301

当法人が開設する介護保険サービス

訪問リハビリテーション 訪問看護 居宅療養管理指導

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

年 月 日

(事業所) 事業所名：居宅介護支援事業所アルゴ朝霞

住 所：埼玉県朝霞市本町1-34-1 ボンビラージュテナント1F

説明者：_____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住 所：

氏 名：

代筆者 氏 名： (利用者との関係：)

居宅介護支援事業所アルゴ朝霞 重要事項説明書別紙（料金表）

当事業所が提供するサービスについての利用料金は、原則として介護保険制度から給付されるため、自己負担はありません。

居宅介護支援費 I i (1月につき)

※介護支援専門員1人あたりの取扱件数45件未満の部分

	単位数	10割の額
要介護1又は要介護2	1,086	¥11,772
要介護3、要介護4又は要介護5	1,411	¥15,295

居宅介護支援費 I ii (1月につき)

※介護支援専門員1人あたりの取扱件数45件以上60件未満の部分

	単位数	10割の額
要介護1又は要介護2	544	¥5,896
要介護3、要介護4又は要介護5	704	¥7,631

居宅介護支援費 I iii (1月につき)

※介護支援専門員1人あたりの取扱件数60件以上の部分

	単位数	10割の額
要介護1又は要介護2	326	¥3,533
要介護3、要介護4又は要介護5	422	¥4,574

居宅介護支援費 II i (1月につき)

※介護支援専門員1人あたりの取扱件数50件未満の部分

※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

	単位数	10割の額
要介護1又は要介護2	1,086	¥11,772
要介護3、要介護4又は要介護5	1,411	¥15,295

居宅介護支援費 II ii (1月につき)

※介護支援専門員1人あたりの取扱件数50件以上60件未満の部分

※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

	単位数	10割の額
要介護1又は要介護2	527	¥5,712
要介護3、要介護4又は要介護5	683	¥7,403

居宅介護支援費 II iii (1月につき)

※介護支援専門員1人あたりの取扱件数60件以上の部分

	単位数	10割の額
要介護1又は要介護2	316	¥3,425
要介護3、要介護4又は要介護5	410	¥4,444

初回加算(1月につき)

新規に居宅サービス計画を作成する場合等

	単位数	10割の額
	300	¥3,252

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置している
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上である
- ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、事業所全体及び個別に計画的に研修を実施している
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している
- ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満）である
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している

上記①～⑬のいずれにも適合している場合

	単位数	10割の額
特定事業所加算Ⅰ	519	¥5,625

上記②③④及び⑥から⑬までの基準に適合し、かつ、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している場合

	単位数	10割の額
特定事業所加算Ⅱ	421	¥4,563

上記③④及び⑥から⑬までの基準に適合し、かつ、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置している場合

	単位数	10割の額
特定事業所加算Ⅲ	323	¥3,501

上記③④及び⑥から⑬までの基準に適合し、かつ、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員を1名以上配置している場合

	単位数	10割の額
特定事業所加算A	114	¥1,235

- ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ又はⅢの算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上である
- ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメン

ト加算を5回以上算定している
③ 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定している

上記①～③のいずれにも適合している場合

	単位数	10割の額
特定事業所医療介護連携加算	125	¥1,355

入院時情報連携加算（1月につき）

利用者が入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

入院からの日数	単位数	10割の額
入院した日	250	¥2,710
入院した日の翌日又は翌々日	200	¥2,168

退院・退所加算（1月につき）

入院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

情報提供の回数	単位数	10割の額
カンファレンス以外の方法により1回	450	¥4,878
カンファレンスにより1回	600	¥6,504
カンファレンス以外の方法により2回以上	600	¥6,504
2回のうち1回以上はカンファレンス	750	¥8,130
3回以上のうち1回以上はカンファレンス	900	¥9,756

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合

	単位数	10割の額
通院時情報連携加算	50	¥542

緊急時等居宅カンファレンス加算（月2回を限度とし、1回につき）

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要なサービスの利用に関する調整を行った場合

	単位数	10割の額
	200	¥2,168

ターミナルケアマネジメント加算（1月につき）

在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業者に提供した場合

	単位数	10割の額
	400	¥4,336

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項（サービス利用料金）を説明致しました。

年 月 日

(事業所) 事業所名：居宅介護支援事業所アルゴ朝霞
住 所：埼玉県朝霞市本町1-34-1 ボンビラージュテナント1F

説明者：_____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要な事項（サービス利用料金）の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住 所：

氏 名：

代筆者 氏 名： (利用者との関係：)